

参 考 資 料

【 目 次 】

- 茨城県土地利用基本計画の概要 … 1 ページ
- 国土利用計画関連法令等
 - ・ 国土利用計画法（抄） … 3 ページ
 - ・ 国土利用計画法施行令（抄） … 6 ページ
 - ・ 土地利用基本計画の見直しについて（抄）
 - ・ 茨城県国土利用計画審議会条例 … 7 ページ
 - ・ 茨城県国土利用計画審議会運営規程 … 8 ページ
 - ・ 茨城県国土利用計画審議会公開要綱 … 11 ページ
- 林地開発許可
 - ・ 林地開発許可制度について … 13 ページ
 - ・ 災害の防止等に係る許可基準について … 14 ページ
- 太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン … 15 ページ
- 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度 … 16 ページ

茨城県土地利用基本計画の概要

1 計画の目的

県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、土地利用の調整指導方針等を定めたもので、都道府県の策定が必須の計画である。

個別規制法（都市計画法、農振法、森林法等）に基づく諸計画の上位計画として、行政内部の総合調整機能を有するとともに、土地取引について直接的に、開発行為について個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たす。

2 茨城県土地利用基本計画の概要

(1) 計画書（土地利用の調整等に関する事項を記載）

ア 県土利用の状況と基本的条件の変化

（県土利用の状況、県土利用をめぐる基本的条件の変化）

イ 土地利用の基本方向

（県土利用の基本目標、県土利用の基本方針、五地域の土地利用の原則）

ウ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

（調整指導方針、留意事項）

(2) 計画図（次の五地域の範囲を5万分の1の地図上に表示）

地域区分	個別規制法	区域
都市地域	都市計画法	都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域等）
農業地域	農振法	農業振興地域（農用地区域等）
森林地域	森林法	地域森林計画対象民有林、国有林（保安林等）
自然公園地域	自然公園法	自然公園地域（特別地域、特別保護地区等）
自然保全地域	自然環境保全法	自然環境保全地域（特別地区等）

3 土地利用基本計画の変更

(1) 変更が必要な場合

① 計画書の変更

土地利用基本計画は、国土利用計画（全国計画）を基本としていることから、国土利用計画（全国計画）の改定の際に、内容の整合を図るため、変更を要する。

② 計画図の変更

個別規制法による地域・区域を変更する場合は、土地利用の総合的調整の観点から、あらかじめ土地利用基本計画（計画図）の変更を要する（S49年国土庁計画調整局長・土地局長通達）。

※ただし、1ha未満は、縮尺5万分の1図面に反映できないため、変更は行わない。

(2) 変更に必要な手続

土地利用基本計画を変更する場合は、国土利用計画審議会、国土交通大臣及び市町村長への意見聴取が必要（国土利用計画法第9条第10項）

<R3年度の意見聴取件数>

- ・農業地域の縮小：1件（用途指定）

<R2年度の意見聴取件数>

- ・都市地域の拡大：2件（茨城港常陸那珂港区拡張）
- ・農業地域の縮小：3件（工業団地拡張等）
- ・森林地域の縮小：26件（太陽光発電施設設置に伴う林地開発等）

茨城県土地利用基本計画(H29.3.24変更決定)の概要

○計画の目的

県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定するもので、次の機能を有する県土利用の総合的方针
 ・個別規制法(都市計画法、農振法、森林法等)に基づく諸計画の上位計画として、行政内部の総合調整機能
 ・土地取引について直接的、開発行為について個別規制法を通じて間接的に、規制の基準として機能

○計画変更の理由及び概要

・国が定める国土利用計画を基本とすることから、平成27年度に閣議決定された第五次国土利用計画(全国計画)との整合を図るため変更する。
 ・併せて、茨城県国土利用計画の内容との重複や相違点を解消するため、同計画を茨城県土地利用基本計画に統合し、計画を一本化する。

第1章 県土利用の状況と基本的条件の変化

1 県土利用の状況

(1) 県土の概要

・東京都と近接し、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成
 ・全国第4位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく暮らしやすい環境

(2) 土地利用の動向(H17年→H26年)

・農地・森林は減少傾向、道路・宅地は増加傾向
 (農地:177,200ha→172,300ha, 森林:189,300ha→186,500ha)
 (道路:41,100ha→42,700ha, 宅地:69,800ha→74,100ha)

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化

(1) 人口減少・高齢社会の急速な進展

土地需要の減少に伴い、県土の利用と管理が縮小するおそれ
 ➡ 県土の適切な利用・管理のあり方の構築が重要

(2) 自然環境の保全と活用の重要性

更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失のおそれ
 ➡ 自然環境と調和した持続可能な経済社会システムの構築が重要

(3) 広域交通ネットワークの形成

陸・海・空の広域交通ネットワークの進展
 ➡ 物流や観光など多様な分野のより一層の交流促進が重要

(4) 安全・安心な県土利用の実現の重要性

東日本大震災等の自然災害の発生による安全・安心への県民意識の高まり
 ➡ より安全・安心で持続可能な県土利用の実現が重要

第2章 県土利用の基本方向

1 県土利用の基本目標

- 都市機能を都市中心部や生活拠点等に集約するとともに、各地域をネットワークで結ぶ「コンパクト+ネットワーク」による土地利用への転換
- 自然環境や美しい景観等の保全等による健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくり
- 最先端の科学技術の集積や陸・海・空の広域交通ネットワークなどの地域資源を最大限に活用するための県土の有効利用と適切な維持管理

2 県土利用の基本方針

(1) 適切な県土管理を実現する県土利用

・都市機能や居住の都市中心部、生活拠点等への集約化及び各地域を結ぶネットワークの構築
 ・農業の担い手への農地集積・集約化の推進による荒廃農地の発生防止・解消
 ・県土の保全等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全
 ・空き家等の所有者以外の管理・利用の促進

(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

・自然環境の保全・再生、森、里、川、海の連続による生態系ネットワークの形成
 ・バイオマス等の再生可能な資源エネルギーの確保と循環的な利活用
 ・地域の個性ある美しい景観の保全・再生・創出
 ・外来種対策等による生物多様性の確保

(3) 安全・安心を実現する県土利用

・ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の実施
 ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への居住等の誘導
 ・経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置等の推進、オープンスペースの確保などすみやかに復旧・復興できる県土強靱化の取組の推進

(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

・自然と調和した防災・減災の推進など、複合的な効果をもたらす施策による県土の多面的機能の発揮と利用価値の向上
 ・適切な管理が困難な中山間の荒廃農地等について、管理コストを低減させる工夫の実施や、希少野生動物の生息地等として新たな用途での利用

(5) 多様な主体による県土の県民的経営

・県民・NPO・行政等の連携・協働による持続可能な地域コミュニティ形成の支援による地域主体の県土管理や安心・安全を実現する県土利用の実現
 ・都市住民や民間企業等の多様な主体の参画の推進

第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

1 調整指導方針

五地域区分	細区分	都市地域		農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
		市街化区域及び市街化調整区域	その他				
都市地域	市街化区域及び用途地域	×	×				
	市街化調整区域	×	×				
	その他	×	×				
農業地域	農用地区域	×	←	←			
	その他	×	←	△	×		
森林地域	保安林	×	←	←	×	←	
	その他	▲	←	△	↑	←	×
自然公園	特別地域	×	←	←	←	○	○
	普通地域	▲	←	←	←	○	○
自然保全	特別地区	×	←	←	←	○	○
	普通地区	×	←	←	←	○	○

- ×: 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ◀: 矢印方向の土地利用を優先する。
- ◁: 原則として、矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する(特定の場合を除く)。
- ↔: 原則として、矢印方向の利用を優先するものとするが、矢印方向の利用との調整を図りながら、他方の利用を認める。
- ▲: 原則として、都市的な利用を優先するが、他方の機能維持に努める。
- △: 土地利用の現況に留意しつつ、両地域間の調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- : 両地域が両立するよう調整を図る。

3 五地域の土地利用の原則

地域名	細区分	土地利用の原則
(1)都市地域 [都市計画法に基づく都市計画区域]	・市街化区域及び用途地域 ・市街化調整区域 ・その他	一体の都市として総合的に開発、整備、保全する。
(2)農業地域 [農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域]	・農用地区域 ・その他	総合的に農業の振興を図る。
(3)森林地域 [森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林]	・保安林 ・その他	林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る。
(4)自然公園地域 [自然公園法に基づく自然公園地域等]	・特別地域 ・普通地域	優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る。
(5)自然保全地域 [自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等]	・特別地区 ・普通地区	良好な自然環境の保全を図る。

2 留意事項

土地利用調整に当たって留意する事項

- (1)各法令の理念の遵守及び法令間の適切な連携・調整による土地の合理的利用の確保
- (2)市町村の土地利用に関する諸計画及び施策との調整
- (3)農用地の無秩序な転換の防止と優良農地の確保
- (4)森林の有する公益的機能を十分に考慮した周辺土地利用との調整
- (5)農山村における土地利用混在による弊害防止のための必要な土地利用のまとまりの確保
- (6)大規模な土地利用の転換における県土の保全、環境の保全等の配慮
また、産業系土地利用における広域交通ネットワークの活用

国土利用計画法（抄）

（昭和49年法律第92号）

（目的）

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

- 2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かななければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。
- 6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。
- 8 第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

(全国計画と他の国の計画との関係)

第六条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

(都道府県計画)

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
- 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(土地利用基本計画)

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。

5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。

6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。

7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。

8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。

11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

12 都道府県は、第十項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

(土地利用の規制に関する措置等)

第十条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

(審議会等)

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

国土利用計画法施行令（抄）

(昭和49年政令第387号)

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国土の利用に関する基本構想

二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(土地利用基本計画)

第二条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に掲げる地域を定めるものとする。

第三条 法第九条第十四項の政令で定める軽易な変更は、市町村の名称の変更、市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止若しくは区域若しくはその名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

土地利用基本計画の見直しについて（抄）

(昭和53年12月1日付け53国土利第411号国土庁土地局長通知)

別添 土地利用基本計画作成要領

五 計画書の表示

(一) 計画書には、土地利用の基本方向、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全計画等を記載するものとする。

茨城県国土利用計画審議会条例

昭和49年10月1日

茨城県条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第2項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、これらの事項の調査審議に関する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の名称)

第2条 審議会の名称は、茨城県国土利用計画審議会とする。

(組織)

第3条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の茨城県国土利用計画地方審議会は、この条例による改正後の茨城県国土利用計画審議会となるものとする。

茨城県国土利用計画審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県国土利用計画審議会条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、原則として開会の日から7日前までに日時、場所、議題及び審議する事項を委員並びに議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(書面による審議)

第3条 前条の規定にかかわらず、会長は、議事が急を要すると認めるときは、書面により委員及び議事に関係のある臨時委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって議事を決することができる。

- 2 前項の場合において、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が、会長が指定する期日までに意見又は賛否を書面により提出しなければ、書面による審議を行うことはできない。
- 3 議事は、意見又は賛否を書面により提出した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(欠席)

第4条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場所において事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにより、非公開とすることができる。

- (1) 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する、又は該当するおそれがある事項について審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長（会長に事故がある場合は、その職務を代理する者）及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

- 2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員及び臨時委員の氏名並びに欠席した委員及び臨時委員の氏名
 - 三 議題
 - 四 議事の概要
 - 五 その他必要な事項

(特別委員会)

第7条 特別委員会（以下「委員会」という。）は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、構成員の互選により定める。
- 3 委員長は、調査審議を了した場合は速やかに会長に報告しなければならない。
- 4 第2条から前条までの規定は、委員会に準用する。

(議事の特例)

第8条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

- 2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。

(公印)

第9条 会長の公印は、次のとおりとする。

	← 2.5cm →
↑	茨城県国土 利用計画審 議会長之印
2.5cm	
↓	

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和50年2月12日から施行する。
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年2月3日から施行する。
この規定は、平成30年1月22日から施行する。
この規定は、令和3年3月30日から施行する。

茨城県国土利用計画審議会運営規程第7条第1項に定める 一定の類型に属するものを対象とした専決基準について

平成30年1月25日決定

- 茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）運営規程第7条第1項で定める一定の類型に属するものを対象とした専決は、以下の事項とする。
 - ・ 茨城県土地利用基本計画の計画図（以下「計画図」という。）における森林地域の縮小案件
 - ・ 計画図における農業地域の縮小案件のうち、審議会での決議後、都市計画法の調整に伴い、面積や区域の形状が変更（縮小に限る。）されたもの
 - ・ その他、会長が審議の必要がないと認めたもの

茨城県国土利用計画審議会公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県国土利用計画審議会運営規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

- 第2条 傍聴人の定員は、原則10人以内とし、会場規模に応じてあらかじめ決定する。
- 2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は抽選により決定する。
 - 3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、会場において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。
 - 4 規程第4条の規定に基づき非公開となった議案の審議を行う場合、傍聴人及び報道関係者は退席しなければならない。なお、当該議案の審議は、末尾審議とする。

(傍聴人の制限)

第3条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 私語、談論、放歌、高笑い等をしないこと。その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 帽子、コート類を着用しないこと。
- (5) 携帯電話、その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。

(9) 係員の指示に従うこと。

(10) その他会場の秩序を乱し、又は審議を妨害するような行為はしないこと。

(秩序の維持)

第5条 会長は、傍聴者がこの要綱に違反したときは、これを制止するものとする。

2 会長は、傍聴者が前項の規定による制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第6条 報道関係者は、第2条の規定（同条第4項の規定を除く。）にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、議案の審議に入る前までに限り、第3条第5号、第4条第7号及び第8号の規定にかかわらず、席を離れ、写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

(会議開催の周知)

第7条 審議会での会議の開催は、招集の通知後、速やかに開催日時、開催場所、議案名、傍聴定員、傍聴受付開始時間その他必要な事項を周知するものとする。

2 周知方法は、茨城県ホームページへの掲載等により行うものとする。

(会議資料の公開)

第8条 資料及び審議結果は、原則として公開とする。ただし、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する事項及び議事における委員名（会長を除く。）は非公開とすることができる。

2 公開方法は、茨城県ホームページへの掲載等により行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

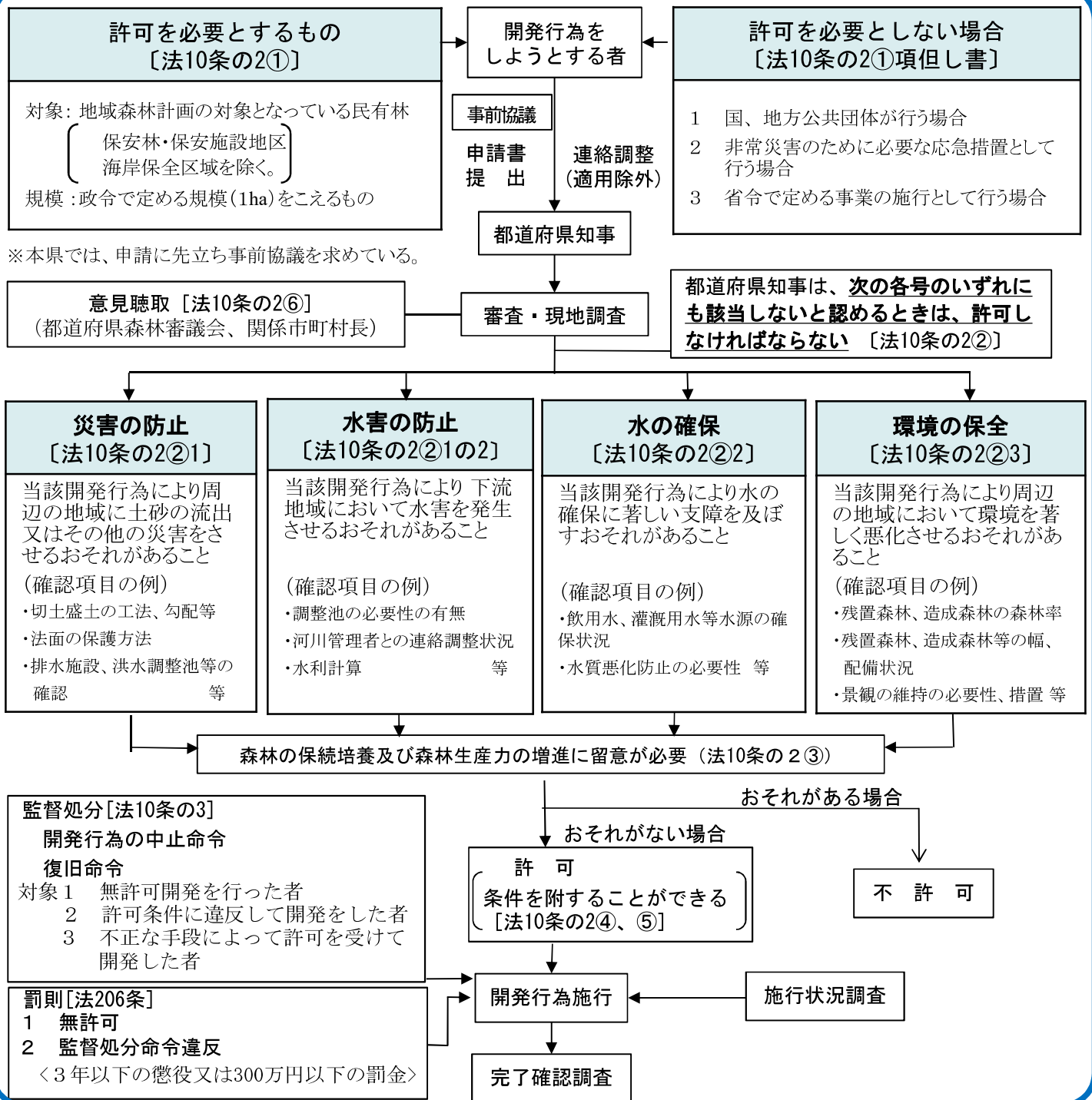
付 則

この要綱は、平成27年3月11日から施行する。

林地開発許可制度について

※「法」とは、森林法をさす

林地開発許可事務フロー



太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為に対する許可基準(令和元年追加)

太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発行為の場合、以下の許可基準が付加される。これらの許可基準は、通常用いられる運用基準をより具体化し、または配慮事項を追加した内容等となっている。

(付加される主な許可基準等)

- 施設の設置区域の平均傾斜度が30度以上の自然斜面である場合に、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。
- 排水施設の計画に係る雨水流出量の算出に用いる流出係数は0.9~1.0とすること。
- 残置森林及び造成森林を合わせた森林率は概ね25% (うち、残置森林率はおおむね15%) 以上とし、原則として周辺部に配置するとともに、尾根部については原則として残置森林を配置すること
- 住民説明会の実施等の取組や、景観に配慮した施工を配慮事項とすること

災害の防止等に係る許可基準について

林地開発の許可にあたっては、4要件（「災害の防止」・「水害の防止」・「水の確保」・「環境の保全」）に則り審査を行うが、具体的な基準としては、林野庁から示された許可基準に基づき、技術的細則を定めている。

4要件のうち、「災害の防止」・「水害の防止」については、以下のような基準が設けられている。

「災害の防止」に係る許可基準（一部抜粋）

1 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

【盛土に係る技術的細則の例】

○法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象、及び近傍にある既往の洗面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものとする。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には勾配を最低35度（約1.5割）とすること。

○一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

3 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2にすることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

【技術的細則の例（概要）】

○人家、学校、道路等に近接しており、かつ切土又は盛土により生ずる法面の勾配が30度より急である場合等は、擁壁の設置等により法面崩壊防止の措置を適切に講ずること。別途、擁壁の構造についても基準が設けられている。

4 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

【法面保護に係る技術的細則の例（概要）】

○法面は、植生による保護を原則とする。植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合等は、人工材料による適切な保護を土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施行すること。

5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

7 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

【5、6、7（排水関係）に係る技術的細則の概要】

○開発面積や想定雨量等を用いた調整池・排水施設等の構造計算について、具体的な基準が設けられている。

8 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

「水害の防止」に係る許可基準（一部抜粋）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

【技術的細則の概要】

○開発面積や想定雨量、排水先の河川の流量等を用いた調整池・浸透池の構造について、具体的な基準が設けられている。

太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

(H28.9 策定、H28.10施行、H31.3改定、R3.3改定)

1 背景

(1) 太陽光発電施設の急速な普及拡大

- ・固定価格買取制度(H24.7月)の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入が全国的に拡大
- ・本県の導入量は約354万kWで全国第1位(R2.9月現在)



(2) 不適切案件の増加

設備の不備や景観・自然環境への影響等、設置、運営に関する不適切事案が発生

2 目的

- 太陽光発電施設を設置しようとしている事業者が、本ガイドラインに基づき、市町村や地域の理解を得ながら施設を適正に設置・管理
- 地域社会との共生が図られた太陽光発電事業の円滑な実施



3 対象

出力50kW以上の事業用太陽光発電施設

- ・建築物へ設置するものを除く
- ・実質的に同一の事業者が、複数の発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる施設(分割案件)を含む
- ・固定価格買取制度(FIT)の認定を受けない施設も対象

4 ガイドラインで定める主な事項

1 設置するのに適当でないエリア

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域(自然公園特別地域、保安林、土砂災害警戒区域等)

2 施設の適正な設置

- (1) 市町村との事前協議(事業概要書の提出、進め方等の事前協議)
- (2) 地域の理解促進(地域住民や企業等周辺関係者への説明)
- (3) 施工に当たって配慮すべき事項
 - ① 生活環境：騒音対策、反射光対策、緩衝帯の設置 等
 - ② 景観：フェンス、植栽等による対策、山並みや眺望の対策 等
 - ③ 防災・安全：盛土・切土面の保護、土砂崩れ対策、雨水・排水対策 等
 - ④ 市街地等に設置する場合の配慮
 - ⑤ 工事期間中の緊急連絡先の表示



(4) 工事完了時の市町村への報告

- ① 「工事完了報告書」の提出
- ② 助言・要望等への対応



3 施設設置後の適正な維持管理等

- (1) 適正な維持管理(施設の保守点検、緊急連絡先の表示、災害発生時の対応 等)
- (2) 撤去・廃棄(撤去・廃棄に係る計画の検討)

※ 10kW以上50kW未満の施設についても、2(3)の施工にあたっての配慮や、3の適正な維持管理等についての対応を要請

※ 市町村が独自に条例等を定めて取り組んでいる場合、市町村の条例等を適用

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について
令和3年9月17日 資源エネルギー庁

- 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度について、具体的な制度設計について検討する場として、2019年4月、**太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG**を立ち上げた。同WGでは、**2019年12月に中間整理が取りまとめられた。**
- この検討内容等を踏まえ、**2020年6月成立のエネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法（＝再エネ促進法）**において太陽光発電設備の廃棄等費用の積立て制度について措置。
- **2022年7月に最も早い事業の積立てが開始する**ため、制度実施に向けた準備等を進めているところ。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

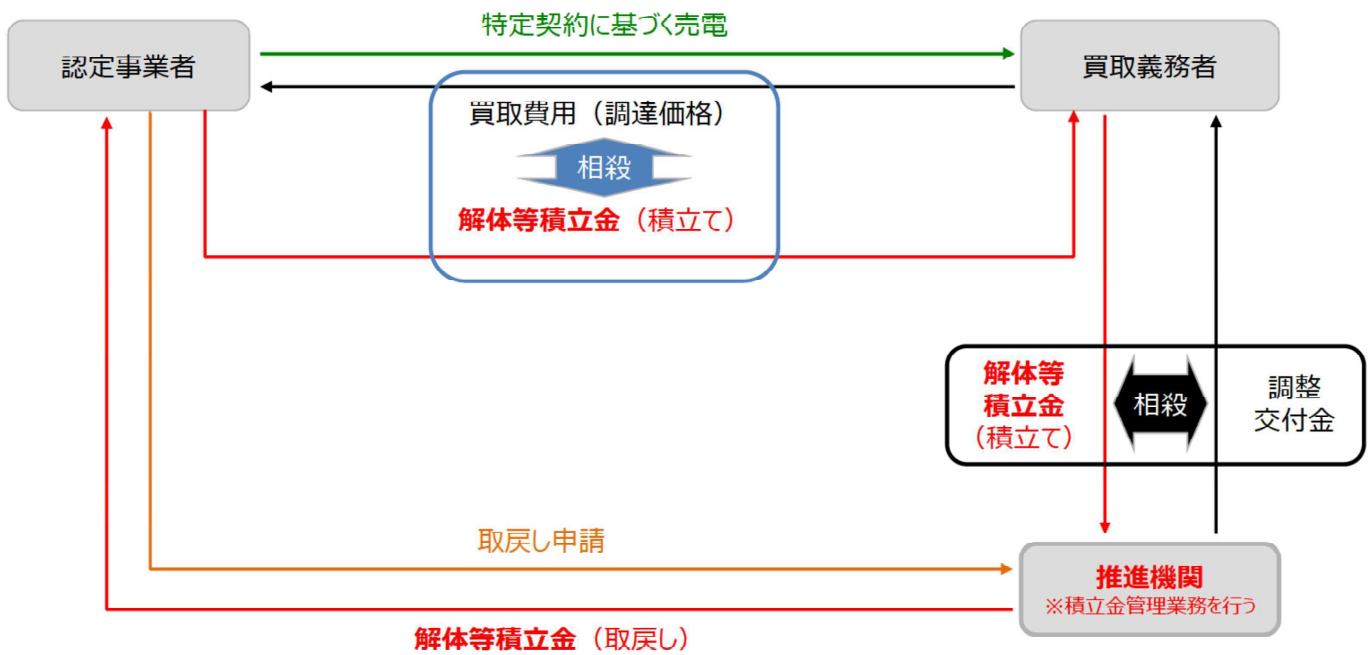
- ◆ 対象：**10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件**
 - ◆ 金額：**調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準**
 - ◆ 時期：**調達期間/交付期間の終了前10年間**
 - ◆ 取戻し条件：**廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出**
- ※例外的に内部積立てを許容（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の全体像

- 廃棄等費用確保WGで取りまとめられた廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の全体像は以下のとおり。
- 対象は、**10kW以上すべての太陽光発電※のFIT・FIP認定事業。** ※ただし、複数太陽光発電設備事業も対象。

	原則、源泉徴収的な外部積立て	例外的に、内部積立てを許容
廃棄処理の責任	● 積立ての方法・金額にかかわらず、 最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提	
積立て主体	● 認定事業者 （ただし、内部積立てについては、上場している親会社等が廃棄等費用を確保している場合に一部例外あり）	
積立金の額の水準・単価	● 調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用 （入札案件は最低落札価格を基準に調整） ● 供給電気量（kWh）ベース ※ 実際の廃棄処理で 不足が発生した場合は事業者が確保	● 調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用と同水準（認定容量（kW）ベース）以上 ※ 実際の廃棄処理で 不足が発生した場合は事業者が確保
積立て時期	● 調達期間/交付期間の終了前10年間	● 外部積立てと同じか、より早い時期
積立て頻度	● 調達価格の支払・交付金の交付と同頻度 （現行制度では月1回）※FIP認定事業で積立不足が発生した場合は、当該不足分は1年程度分まとめて積み立てる	● 定期報告（年1回） により廃棄等費用の積立て状況を確認
積立金の使途・取戻し	● 取戻しは、 廃棄処理が確実に見込まれる資料提出 が必要 ● 調達期間/交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、パネル交換して事業継続する際 にも、パネルが一定値を超える場合に取戻しを認める ※具体的には、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上 ● 調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ 取戻しを認める	● 基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩し ● 修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用を認めるが、原則、1年以内に再び基準を満たす積み増しが必要
積立金の確保・管理	● 電力広域的運営推進機関に外部積立て ● 電力広域的運営推進機関が適正に積立金を管理 ● 事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せず、事業譲渡時には積立金も承継する ● 積立て状況は公表	● 積立て主体が、 使途が限定された預金口座又は金融商品取引所との関係で開示義務がある財務諸表に廃棄等費用を計上することにより確保 、もしくは、 資金確保の蓋然性が高い保険・保証により担保 ● 金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認 ● 内部積立条件を満たさなくなるときは、外部に積立て ● 積立て状況は公表
施行時期	● 最も早い事業が積立てを開始する時期は 2022年7月1日 ※事業ごとの調達期間/交付期間終了時期に応じて、順次、積立てを開始	

FIT認定事業における外部積立てスキーム図



※ 内は、買取義務者が、認定事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額（支払額）を通知して、支払額のみを支払う扱いとし、また、 内でも同様の扱いとすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。